



発行 東京都

目次

告 示（公）

- 技能検定員審査の実施……………一
- 教習指導員審査の実施……………二
- 警備員等の検定の実施（二件）……………三
- 警備員指導教育責任者講習の実施（四件）……………五
- 機械警備業務管理者講習の実施……………二

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………三
- ……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…三
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………三
- ……………（下水道局）…三
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………（同）…四

告 示（公）

●東京都公安委員会告示第247号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和4年8月5日

東京都公安委員会
委員長 山口 徹

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車免許技能検定員審査
- (2) 中型自動車免許技能検定員審査
- (3) 準中型自動車免許技能検定員審査
- (4) 普通自動車免許技能検定員審査
- (5) 大型特殊自動車免許技能検定員審査
- (6) 大型自動二輪車免許技能検定員審査
- (7) 普通自動二輪車免許技能検定員審査
- (8) 牽引^{けんいん}免許技能検定員審査

2 審査を受けようとする者の資格

受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

- (1) 技能検定に関する技能
 - ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能
 - イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能
- (2) 技能検定に関する知識
 - ア 教則の内容となつてゐる事項
 - イ 自動車教習所に関する法令についての知識
 - ウ 技能検定の実施に関する知識
 - エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項若しくは第2項又は附則第3条第1

項第1号若しくは第2号のいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

- (1) 日時
令和4年9月5日（月曜日）から同月9日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時
- (2) 場所
警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）

6 申請書類

- (1) 申請手続
- ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）
- イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）
- ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面
- (2) 受付日時
令和4年8月18日（木曜日）及び同月19日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで
- (3) 受付場所
警視庁運転免許本部運転者教育課（府中市多磨町三丁目1番地の1）
- (4) 申請に関する注意事項
ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和4年8月8日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

<p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料</p> <p>大型自動車免許技能検定員審査、中型自動車免許技能検定員審査又は準中型自動車免許技能検定員審査を受けようとする者にあつては23,400円、普通自動車免許技能検定員審査を受けようとする者にあつては19,500円、その他の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては14,700円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考2に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品及び服装</p> <p>(1) 携行品</p> <p>ア 運転免許証</p> <p>イ 筆記用具</p> <p>ウ 黒色又は青色のボールペン</p> <p>エ 赤色のボールペン</p> <p>(2) 服装</p> <p>自動車運転に支障のない服装</p> <p>9 合格証明書の交付</p> <p>合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課</p> <p>電話 03 (3581) 4321 内線7250-5265</p>	<p>●東京都公安委員会告示第248号</p> <p>技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和4年8月5日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 山口 徹</p> <p>記</p> <p>1 審査の種類</p> <p>(1) 大型自動車免許教習指導員審査</p> <p>(2) 中型自動車免許教習指導員審査</p> <p>(3) 準中型自動車免許教習指導員審査</p> <p>(4) 普通自動車免許教習指導員審査</p> <p>(5) 大型特殊自動車免許教習指導員審査</p> <p>(6) 大型自動二輪車免許教習指導員審査</p> <p>(7) 普通自動二輪車免許教習指導員審査</p> <p>(8) 牽引^{けんいん}免許教習指導員審査</p> <p>2 審査を受けようとする者の資格</p> <p>受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。</p> <p>3 審査項目及び審査細目</p> <p>(1) 教習に関する技能</p> <p>ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能</p> <p>イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能</p>	<p>ウ 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能</p> <p>(2) 教習に関する知識</p> <p>ア 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識</p> <p>イ 自動車教習所に関する法令についての知識</p> <p>ウ 教習指導員として必要な教育についての知識</p> <p>4 審査細目の免除</p> <p>規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所</p> <p>(1) 日時</p> <p>令和4年9月5日（月曜日）から同月9日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時</p> <p>(2) 場所</p> <p>警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 申請書類</p> <p>ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）</p> <p>イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時</p> <p>令和4年8月18日（木曜日）及び同月19日（金曜</p>
--	--	---

<p>日) の午前 9 時30分から午後 4 時まで</p> <p>(3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課 (府中市多磨町三丁目 1 番地の 1)</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和 4 年 8 月 8 日 (月曜日) から配布する。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料 大型自動車免許教習指導員審査、中型自動車免許教習指導員審査又は準中型自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあつては14,550円、普通自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあつては11,850円、その他の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては9,650円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例 (平成 12 年東京都条例第 99 号) 別表第 2 1 の項備考 3 に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品及び服装</p> <p>(1) 携行品</p> <p>ア 運転免許証</p> <p>イ 筆記用具 (黒色又は青色のボールペン)</p> <p>(2) 服装</p> <p>自動車運転に支障のない服装</p> <p>9 合格証明書の交付</p>	<p>合格者には、規則別記様式第 8 号の教習指導員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03 (3581) 4321 内線7250-5265</p> <p>●東京都公安委員会告示第249号 警備業法 (昭和 47 年法律第 117 号) 第 23 条第 1 項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則 (平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「規則」という。) 第 7 条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和 4 年 8 月 5 日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 山口 徹 記</p> <p>1 検定の実施期日及び時間</p> <p>(1) 学科試験 令和 4 年 11 月 5 日 (土曜日) 午前 8 時 30 分から午前 11 時まで</p> <p>(2) 実技試験 令和 5 年 1 月 28 日 (土曜日) 午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目 12 番 5 号 警視庁駿洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第 1 条第 2 号の警備業務 (施設警備業務に係るものをいう。) に係る規則第 4 条に規定する 2 級の検定</p>	<p>4 検定予定人員 60 名</p> <p>5 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 令和 4 年 9 月 26 日 (月曜日) 及び同月 27 日 (火曜日) の 2 日間 午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 8201</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 受付期間 令和 4 年 10 月 5 日 (水曜日) から同月 7 日 (金曜日) までの 3 日間 午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで</p> <p>(2) 受付場所 規則第 9 条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 検定申請書 1 通</p> <p>イ 写真 (申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センメートル、</p>
---	--	---

<p>横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉</p> <p>ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>（ア）前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>（イ）前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>（4） 検定手数料 16,000円</p> <p>7 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03（3581）4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第250号 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。 令和4年8月5日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 山口 徹 記</p> <p>1 検定の実施期日及び時間 （1） 学科試験 令和4年11月5日（土曜日）</p>	<p>午前8時30分から午前11時まで</p> <p>（2） 実技試験 令和5年1月28日（土曜日） 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁駿洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第1条第4号の警備業務（交通誘導警備業務に係るものをいう。）に係る規則第4条に規定する2級の検定</p> <p>4 検定予定人員 45名</p> <p>5 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>（1） 検定申出の受付期間 令和4年9月28日（水曜日）及び同月29日（木曜日）の2日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>（2） 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03（3581）8201</p> <p>6 申請手続 （1） 受付期間 令和4年10月5日（水曜日）から同月7日（金曜日）までの3日間</p>	<p>午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>（2） 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>（3） 申請書類 ア 検定申請書 1通 イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉</p> <p>ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>（ア）前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>（イ）前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>（4） 検定手数料 14,000円</p> <p>7 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03（3581）4321 内線30312</p>
---	---	--

●東京都公安委員会告示第251号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により次のとおり告示する。

令和4年8月5日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

記

1 講習の実施期間及び時間

令和4年12月6日（火曜日）から同月14日（水曜日）までの7日間（日曜日及び土曜日を除く。）

午前9時から午後5時まで

2 講習の実施場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル

一般社団法人東京都警備業協会研修室

3 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号で定める警備業務（事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業務」という。）

4 講習予定人員

150名

5 受講対象者

(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者

ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

6 受講申出の要領
受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 受講申出の受付期間

令和4年11月7日（月曜日）及び同月8日（火曜日）の2日間

午前9時から午後5時まで

(2) 受付専用電話

一般社団法人東京都警備業協会

電話 03（3837）2160

(3) 受講対象者の確定方法

受講対象者のうち120名は、次に掲げる者を優先する。

ア 現に東京都内に居住する者

イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者

7 申込手続

(1) 受付期間

電話受付予約終了後から令和4年11月24日（木曜日）までの間

午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル

(3) 申込書類

ア 警備員指導教育責任者講習申込書 1通

イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通

(ア) 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

<p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>ウ 前6の(3)のア又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通</p>	<p>(ア) 前6の(3)のアに該当する者は、居住地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の居住地が明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前6の(3)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間 令和4年11月29日(火曜日)及び同月30日(水曜日)の2日間</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 47,000円</p> <p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (5818) 6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第252号 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第2条の規定により次のとおり告示する。</p>	<p>令和4年8月5日 東京都公安委員会 委員長 山口 徹 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 令和5年3月14日(火曜日)から同月23日(木曜日)までの7日間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第1号で定める警備業務(事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業務」という。)</p> <p>4 講習予定人員 150名</p> <p>5 受講対象者</p> <p>(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第</p>
--	---	---

<p>4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るもの)に限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るもの)に限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者</p> <p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るもの)に限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領</p> <p>受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期間</p> <p>令和5年2月15日(水曜日)及び同月16日(木曜日)の2日間</p> <p>午前9時から午後5時まで</p>	<p>(2) 受付専用電話</p> <p>一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>電話 03(3837)2160</p> <p>(3) 受講対象者の確定方法</p> <p>受講対象者のうち120名は、次に掲げる者を優先する。</p> <p>ア 現に東京都内に居住する者</p> <p>イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者</p> <p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間</p> <p>電話受付予約終了後から令和5年3月1日(水曜日)までの間</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所</p> <p>台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル</p> <p>一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通</p> <p>イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>ウ 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該</p>	<p>当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>ウ 前6の(3)のア又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前6の(3)のアに該当する者は、居住地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の居住地が明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業</p>
---	---	---

<p>所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前6の(3)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間 令和5年3月7日(火曜日)及び同月8日(水曜日)の2日間</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 47,000円</p> <p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (5818) 6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第253号</p> <p>警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者講習等に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和4年8月5日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 山口 徹</p>	<p>記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 令和5年1月17日(火曜日)から同月24日(火曜日)までの6日間(日曜日及び土曜日を除く。)</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第2号で定める警備業務(人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「2号警備業務」という。)</p> <p>4 講習予定人員 100名</p> <p>5 受講対象者</p> <p>(1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上</p>	<p>2号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者</p> <p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領</p> <p>受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期間 令和4年12月19日(月曜日)及び同月20日(火曜日)の2日間</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (3837) 2160</p> <p>(3) 受講対象者の確定方法 受講対象者のうち80名は、次に掲げる者を優先する。現に東京都内に居住する者</p>
---	--	---

<p>イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者</p> <p>7 申請手続</p> <p>(1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和5年1月6日(金曜日)までの間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通</p> <p>イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>ラ 前記5の(1)に該当する者は、2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ロ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警</p>	<p>備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(ロ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(ハ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>ウ 前6の(3)のイ又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する住民票の写し、運転免許証の写しその他の居住地が明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前6の(3)のイ及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間 令和5年1月12日(木曜日)及び同月13日(金曜日)の2日間</p>	<p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 38,000円</p> <p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (5818) 6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <hr/> <p>●東京都公安委員会告示第254号</p> <p>警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者講習を管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和4年8月5日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 山口 徹 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 令和4年11月8日(火曜日)から同月11日(金曜日)までの4日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル</p>
---	---	---

<p>一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分</p> <p>法第2条第1項第1号で定める警備業務（事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業務」という。）</p> <p>4 講習予定人員 140名</p> <p>5 受講対象者</p> <p>法第2条第1項に定める警備業務のうち、1号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「警備員指導教育責任者資格者証」という。）又は規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「警備員指導教育責任者講習修了証明書」という。）の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、</p>	<p>当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者</p> <p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領</p> <p>受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期間 令和4年10月11日（火曜日）及び同月12日（水曜日）の2日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03（3837）2160</p> <p>(3) 受講対象者の確定方法 受講対象者のうち110名は、次に掲げる者を優先す</p>	<p>る。</p> <p>ア 現に東京都内に居住する者</p> <p>イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者</p> <p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和4年10月26日（水曜日）までの間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習申込書 1通</p> <p>イ 1号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証の写し又は警備員指導教育責任者講習修了証明書の写し 1通</p> <p>ウ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p>
---	---	--

<p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>エ 前6の(3)のイ又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前6の(3)のイに該当する者は、住居地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住居地が明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前6の(3)のイ及びイに該当する者は、い</p>	<p>ずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間 令和4年11月1日(火曜日)及び同月2日(水曜日)の2日間</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 23,000円</p> <p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03(5818)6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第255号 警備業法(昭和47年法律第117号)第42条第2項第1号の規定に基づき、機械警備業務管理者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第13条において準用する同規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和4年8月5日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 山口 徹 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間</p>	<p>令和5年2月20日(月曜日)から同月24日(金曜日)までの4日間(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習予定人員 60名</p> <p>4 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。 なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 令和5年1月26日(木曜日) 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03(3837)2160</p> <p>5 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和5年2月8日(水曜日)までの間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p>
--	--	--

機械警備業務管理者講習受講申込書 1通

6 受講料納入手続

(1) 受講料納入の受付期間

令和5年2月14日(火曜日)及び同月15日(水曜日)の2日間

(2) 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル
一般社団法人東京都警備業協会

(3) 受講手数料

39,000円

7 問合せ先

(1) 一般社団法人東京都警備業協会

電話 03(5818)6070

(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03(3581)4321 内線30312

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を

添えて、令和四年八月五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和四年八月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

二 店舗所在地

三 設置者名

四 設置者住所

五 変更前の店舗名

六 変更後の店舗名

七 変更前の小売業者の氏名又は名称

八 変更後の小売業者の氏名又は名称

九 変更を行った小売業者の氏名又は名称

十 変更前の小売業者の代表者名

十一 変更後の小売業者の代表者名

十二 変更日

十三 届出日

十四 縦覧場所

十五 縦覧期間

ル・シーニュ

府中市宮町一丁目百番

大國商事株式会社ほか五十三名

府中市本町一丁目十二番地の二ほか

府中駅南口第一地区

ル・シーニュ

株式会社京王ストアほか八名

株式会社京王ストアほか二十九名

株式会社京王ストアほか二名

川瀬 明伸(株式会社京王ストア)ほか

川田 裕史(株式会社京王ストア)ほか

令和四年六月二十四日ほか

令和四年七月十二日

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

令和四年八月五日から同年十二月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十六 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

二 店舗所在地

三 設置者名

四 設置者住所

五 変更前の小売業者の氏名又は名称

六 変更後の小売業者の氏名又は名称

七 変更日

八 届出日

九 縦覧場所

十 縦覧期間

十一 縦覧時間

一 店舗名

二 店舗所在地

三 設置者名

四 設置者住所

五 変更前の小売業者の氏名又は名称

西友平井店

江戸川区平井五丁目十五番五号

有限会社平井駅前協同ビル

江戸川区平井五丁目十五番五号

合同会社西友ほか一名

株式会社西友ほか一名

令和四年一月六日

令和四年七月十一日

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

令和四年八月五日から同年十二月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

コクティ

調布市国領町二丁目五番地十五

株式会社みゆきほか一名

調布市国領町二丁目五番地十五

合同会社西友ほか四名

<p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社西友ほか四名</p> <p>七 変更日 令和四年一月六日</p> <p>八 届出日 令和四年七月十一日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十 縦覧期間 令和四年八月五日から同年十二月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 西友西荻窪店</p> <p>二 店舗所在地 杉並区西荻南三丁目二十五番二十七号</p> <p>三 設置者名 株式会社ジェイアール東日本都市開発</p> <p>四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友ほか一名</p> <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社西友ほか一名</p> <p>七 変更日 令和四年一月六日</p> <p>八 届出日 令和四年七月十一日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十 縦覧期間 令和四年八月五日から同年十二月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>
<p>十一 縦覧時間 例第十号)に定める休日を除く。 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 商号又は名称を変更した事業者 東京都下水道局長 奥山 宏 二</p> <p>二 事業所の所在地を変更した事業者</p> <p>受理年 指定番号 商号又は名称 所在地 新事業所 旧事業所</p> <p>令和四年六月 四七七七 誠進工業 株式会社 葛飾区南水元二丁目二番六号 十六番十一号</p> <p>令和四年六月 五五五五 山崎住宅 設備有限会社 日野市平山一丁目五番地の十 八王子市南陽台二丁目八番四号</p> <p>令和四年六月 三四九九 株式会社友和設備 品川区小山三丁目二十番十三号 品川区小山五丁目一番五号</p> <p>同日三 三三三七 工業 品川アクトフ オルム武蔵 小山一階</p>
<p>同日八 五七六五 株式会社 P L A L 日野市程久保八丁目四十九番地の六</p> <p>同日九 四七七一 株式会社 エイキ 足立区堀之内二丁目二番八号 北区豊島八丁目十五番二番八号</p> <p>同日十 三六一五 東京ガス 葛飾エナジー株式会社 荒川区南千住三丁目十三番一号 葛飾区青戸四丁目二番八号</p> <p>同日十一 五三二一 株式会社 ヒトナス 葛飾区亀有三丁目十三番二号 葛飾区亀有三丁目十五番十号 ツインビル・S三階三C号室</p> <p>同日十二 五〇二五 首都圏ホーム株式会社 新宿区下落合二丁目五番十号 渋谷区渋谷三丁目二十六番六号</p> <p>同日十三 五五四六 株式会社 R & R 足立区平野一丁目十九番六号 足立区梅島二丁目二十番六号 ミレニアム梅島三〇一室</p> <p>同日十四 四九六三 興栄工業 株式会社 港区高輪四丁目二十三番六号 港区高輪三丁目二十三番十四号</p> <p>同日十五 三三三七 中設エンジ株式会社 中央区日本橋大伝馬町一番四号 中央区日本橋本町二丁目七番一号</p> <p>同日十六 三三三七 業本部 野村不動産 野村不動産 野村不動産</p>	<p>同日八 五七六五 株式会社 P L A L 日野市程久保八丁目四十九番地の六</p> <p>同日九 四七七一 株式会社 エイキ 足立区堀之内二丁目二番八号 北区豊島八丁目十五番二番八号</p> <p>同日十 三六一五 東京ガス 葛飾エナジー株式会社 荒川区南千住三丁目十三番一号 葛飾区青戸四丁目二番八号</p> <p>同日十一 五三二一 株式会社 ヒトナス 葛飾区亀有三丁目十三番二号 葛飾区亀有三丁目十五番十号 ツインビル・S三階三C号室</p> <p>同日十二 五〇二五 首都圏ホーム株式会社 新宿区下落合二丁目五番十号 渋谷区渋谷三丁目二十六番六号</p> <p>同日十三 五五四六 株式会社 R & R 足立区平野一丁目十九番六号 足立区梅島二丁目二十番六号 ミレニアム梅島三〇一室</p> <p>同日十四 四九六三 興栄工業 株式会社 港区高輪四丁目二十三番六号 港区高輪三丁目二十三番十四号</p> <p>同日十五 三三三七 中設エンジ株式会社 中央区日本橋大伝馬町一番四号 中央区日本橋本町二丁目七番一号</p> <p>同日十六 三三三七 業本部 野村不動産 野村不動産 野村不動産</p>

三 代表者を変更した事業者
 日本橋大伝 産日本橋本
 馬町ビル五 町ビル七階

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新代表者名	旧代表者名
令和四年六月七日	三四二四	創和エンジニアリング株式会社	永島 純	永島 芳延
同月八日	四二七六	旭化成ライオン株式会社	宇梶 文彦	須永 伸吾
同月九日	五二七二	株式会社カムフラド	遠藤由里子	遠藤 靖彦
同月十日	三三二九	株式会社ハウズ	大工原光男	木村 哲雄
同日	三〇八一	株式会社新和興業	宮坂 信次	宮坂 良弥
同月十一日	二八四九	株式会社星工業所	星 勝行	星 勝二
同月十二日	二五七三	北成設備工業株式会社	佐藤 充弘	佐藤 充
同月十四日	三一三七	中設エンジニアリング株式会社東京事業本部	荒谷 秀史	小比類卷斎
同月十七日	四七八八	有限会社テイエスクリエー	栗原 健二	松永 健

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。

令和四年八月五日

東京都下水道局長 奥山 宏 二

一 指定した事業者

指定番号	商号又は名称	代表者	事業所所在地
五八三〇	有限会社シンコー液化ガス	石井 保行	町田市図師町二百一十一番地一
五八三一	長田設備	長田 直樹	江戸川区東小岩四丁目五番十一号
五八三二	TRY	石川 孝明	西東京市北町四丁目六番七号 一〇六

二 指定年月日

令和四年七月十三日

発行所
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)
 郵便番号 163-8001

定価
 本号 五〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

